

**民間企業等から地方公共団体への在籍出向及びその際の雇用保険上の取扱い**  
**(令和5年3月31日 総務省自治行政局公務員部公務員課事務連絡)**  
**(雇用保険に関する業務取扱要領 適用関係 第3被保険者 20352 (2) 労働者の特  
 性・状況を考慮して判断する場合)**

**規制改革の内容**

**措置前**

- ① 民間企業等から地方公共団体への在籍出向が可能か不明なため、民間企業を退職して地方公共団体へ出向していた自治体が存在。
- ② 1年を超える期間、移籍出向した場合、雇用保険の算定基礎期間がリセットされ、将来失業した場合の失業給付の日数が少なくなる。

**措置**

民間企業等から地方公共団体への在籍出向が可能であること、また、その場合、雇用保険の被保険者資格が継続され、算定基礎期間に算入されることを周知するため、所要の措置を講ずる。

**効果**

**1年を超える民間企業等から地方公共団体への出向により、相互理解、双方における人材の育成・活用、組織運営の活性化を促進！**

**規制改革の概要**

